

平成29年度 狩猟免許試験及び狩猟免許更新のお知らせ

狩猟免許試験

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく狩猟免許試験を実施します。

野生鳥獣の捕獲には、狩猟免許が必要です。

狩猟免許は、網猟、わな猟、第一種銃猟、第二種銃猟免許の4種類あります。

実施日時・場所など

	実施日	試験場所	申請期間
第1回狩猟免許試験 (4種類実施)	平成29年7月29日(土) 7月30日(日) 午前9時20分～午後4時まで	山梨県立青少年センター内 リバース和戸館 住所：甲府市川田町517番地 TEL：055-237-5311	平成29年6月1日(木) ～6月30日(金) 郵送の場合は、6月30日までの 消印を有効とする。
第2回狩猟免許試験 (4種類実施)	平成30年1月18日(木) 19日(金) 午前9時20分～午後4時まで	山梨県立青少年センター内 リバース和戸館 住所：甲府市川田町517番地 TEL：055-237-5311	平成29年11月1日(水) ～12月12日(火) 郵送の場合は、12月12日までの 消印を有効とする。

1種類の免許を受験するのに1日かかります。2日連続の受験(2種類や同一免許の2日受験)も可能ですが、手数料は2回分必要となります。

試験日は、申請書受理後、各林務環境事務所が指定します。

○受験手続

次の提出書類等をそろえて、住所地を所管する林務環境事務所へ持参又は郵送して下さい。

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第48条第1項に規定する狩猟免許申請書(要押印)

申請者が銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による許可を受けている場合は、その許可証(猟銃・空気銃所持許可証)の写しを提出すること(この場合は、医師の診断書は不要です)

の許可を受けていない場合には、その者が新法第40条第2号から第4号までに該当しないことについての医師の診断書(概ね申請前6か月以内のもの)

申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの1枚(2種類免許を受験する方は2枚)

運転免許証など住所地を確認できるものの提示を行うこと。なお、郵送による申請の場合には、その写しを添付すること。

○狩猟免許申請手数料

新たに狩猟免許を受けようとする場合 5,200円

狩猟免許申請書に5,200円に相当する額面の山梨県収入証紙をはり付け、消印はしないこと。

受けようとする狩猟免許と異なる狩猟免許を現に受けている場合(一部免除試験) 3,900円

狩猟免許申請書に3,900円に相当する額面の山梨県収入証紙をはり付け、消印はしないこと。

狩猟免許の更新

狩猟免許更新対象者

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の規定により狩猟免許を所有している方のうち、有効期限が平成29年9月14日までの方

実施日時・場所など

事務所名	実施日	開催場所	申請期間
中北林務環境事務所	平成29年7月19日(水) 20日(木)	北巨摩合同庁舎101会議室 401会議室	平成29年6月1日(木) ～6月30日(金)
峡東林務環境事務所	平成29年7月26日(水)	東山梨合同庁舎101会議室	
峡南林務環境事務所	平成29年7月12日(水)	西八代合同庁舎2階大会議室	
富士・東部林務環境事務所	平成29年8月4日(金)	南都留合同庁舎3階大会議室	

林務環境事務所ごとに異なるので、住所地を所管する林務環境事務所を確認してください。

○実施内容

講習 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令、猟具、鳥獣並びに鳥獣の保護管理

適性検査 視力、聴力及び運動能力 狩猟免許の更新を受けようとする者

○受験手続

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第58条第1項に規定する免許更新申請書(要押印)

申請者が銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による許可を受けている場合は、その許可証(猟銃・空気銃所持許可証)の写しを提出すること(この場合は、医師の診断書は不要です)

の許可を受けていない場合には、その者が鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第40条第2号から第4号までに該当しないことについての医師の診断書(概ね申請前6か月以内のもの)

申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの1枚

新しい狩猟免許をお渡しする時には、古い狩猟免許と引き換えになりますので、紛失された方は再交付手続きをお願いします。なお再交付は住所地を所管する林務環境事務所で行います。

○狩猟免許更新申請手数料 2,900円

複数種の免許を有している者が更新を行う場合には、1種につき2,900円が必要。狩猟免許更新申請書に2,900円に相当する額面の山梨県収入証紙をはり付け、消印はしないこと。

問い合わせ先

事務所	住所	電話番号	管轄市町村
中北林務環境事務所 森づくり推進課	〒407-0024 韮崎市本町4-2-4	0551-23-3088	甲府市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、 甲斐市、中央市、昭和町
峡東林務環境事務所 森づくり推進課	〒404-8601 甲州市塩山上塩後1239-1	0553-20-2721	山梨市、笛吹市、甲州市
峡南林務環境事務所 森づくり推進課	〒409-3606 西八代郡市川三郷町高田111-1	055-240-4167	市川三郷町、早川町、身延町、南部町、 富士川町
富士・東部林務環境事務所 森づくり推進課	〒402-0054 都留市田原三丁目3-3	0554-45-7812	富士吉田市、都留市、大月市、上野原市、 道志村、西桂町、忍野村、山中湖村、鳴沢村、 富士河口湖町、小菅村、丹波山村
森林環境部みどり自然課 自然保護担当	〒400-8501 甲府市丸の内1-6-1	055-223-1520	